

「昭和56年5月31日以前に着工した空き家」

「築22年以上の相続・遺贈を受けた空き家」

の除却費用について一部を補助します

最大**40**万円補助

1. 補助対象となる空き家

- ① 昭和56年5月31日以前に着工した空き家
又は
- ② 築22年以上の建築物で相続・遺贈を受けた空き家
- 熊本市内にあること
- 一年以上使用していないことが常態であること
- 木造の専用住宅又は兼用住宅であること など

2. 補助対象者

- 所有者、管理者または相続・遺贈により所有者となる方
- 所有者等が法人ではなく個人
- 本市の市税を滞納していない方 など

3. その他条件

- 原則として更地とすること
- 令和8年2月28日（土）までに除却が完了する予定であること
- 見積・契約する解体工事業者は、建設業の許可（土木・建築・解体）または熊本県の解体工事業の登録を受けた者のうち熊本市内に本店または営業所等を有する事業者に限る など

4. 補助金の額

次のうち、いずれか少ない額（上限 40万円）

- 除却費（消費税除く） $\times 8 / 10 \times 2 / 3$
- 延べ床面積 $\times 33,000$ 円（木造） $\times 8 / 10 \times 2 / 3$

5. 受 付

受付開始日：令和7年（2025年）4月7日（月）から

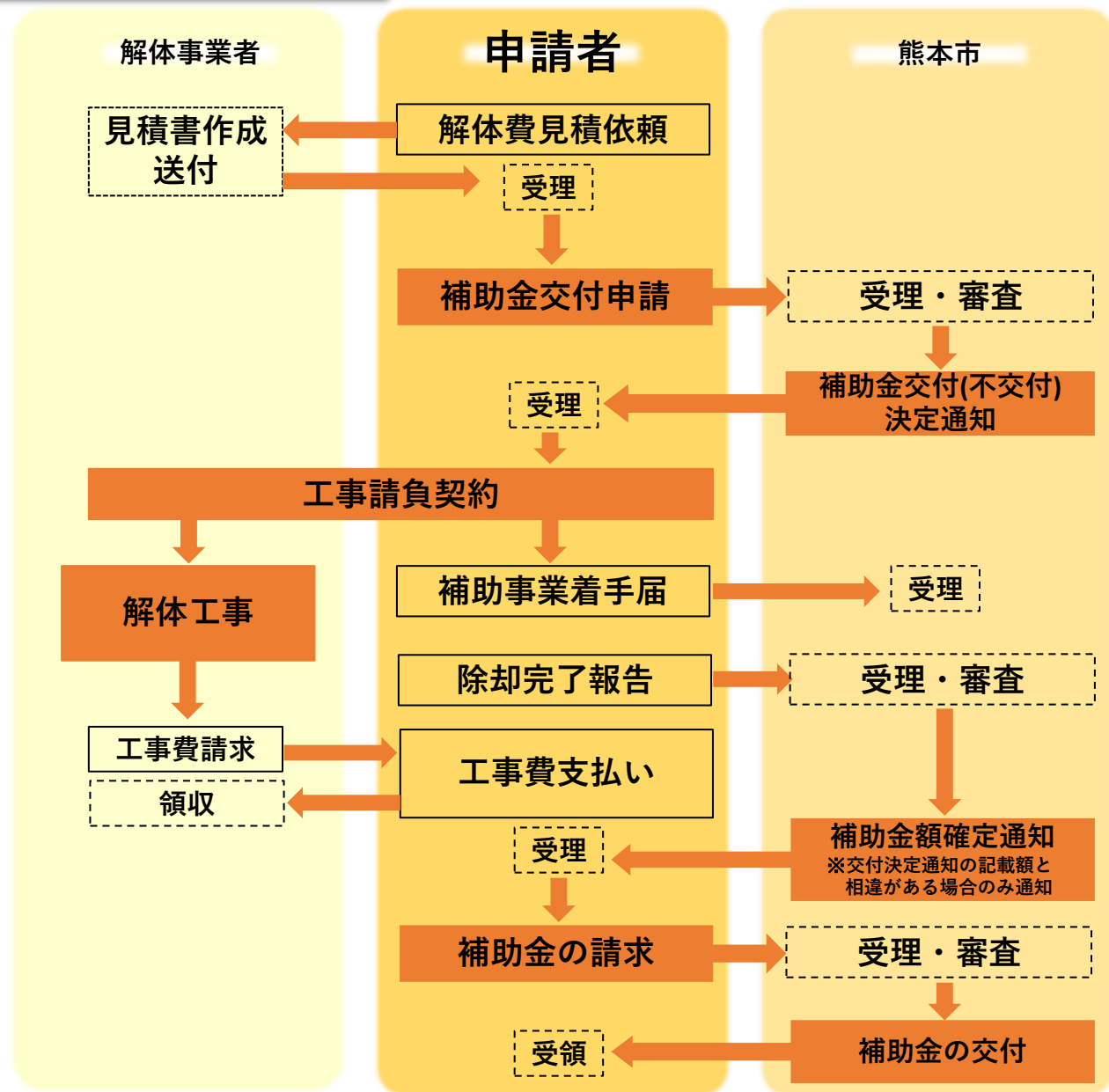
令和7年（2025年）12月26日（金）まで

※受付期間内でも、予算枠に達した時点で受付を終了

受付日時：土曜、日曜、祝日を除く、午前9時から午後5時まで

受付場所：熊本市役所9階 空家対策課

6. 補助事業の流れ



7. ご注意下さい

- **除却工事を始める前に補助申請をしてください。**
工事着工後は、補助申請を受け付けられません。
- 空き家を除却した土地は固定資産税の住宅用地特例が外れ、税負担が増加する場合があります。
- 補助金の交付決定は、補助金交付申請書を先着順に審査して行い、**予算がなくなり次第、受付を終了します。**
- 申請、報告及び請求は締切期限がありますので厳守して下さい。期限を過ぎた場合は、補助金が交付されないことがあります。

※ 詳しくはこちら

【お問い合わせ先】

熊本市 空家対策課

電話：096-328-2514

対応時間：午前9時～午後5時（土日祝祭日除く）

熊本市ホームページ > 分類から探す > 住宅・くらし > 住まい・上下水道 > 空き家 > 空き家に関する各種制度

市ホームページ

「老朽空き家除却補助」

